

平成22年度福島県農業振興審議会議事録

1 日 時 平成22年11月12日（金） 13:15～14:45

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議 事

(1) 農業・農村の動向等に関する年次報告等について

(2) ごちそう ふくしま絆づくり運動について

(3) 農林水産業振興計画の進行管理について

(4) 天のつぶについて

5 審議経過

(開 会)

司 会

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして確認をさせていただきます。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されております。「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより、平成22年度福島県農業振興審議会を開催いたします。

はじめに、農林水産部長からごあいさつを申し上げます。

農林水産部長

農林水産部長の鈴木でございます。

皆様には、日ごろ、それぞれのお立場から本県の農業・農村の発展に多大なご尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本年は、4月からスタートいたしました新たな県の総合計画並びに福島県農林水産業振興計画に基づきまして、各種の施策を積極的に推進しているところでございます。重点戦略といたしまして11品目を重点的に売り込む「ふくしま恵みのイレブン」の首都圏でのプロモーション活動ですとかあるいは本日も小泉武夫先生にご指導いただいておりますが、「地域産業の6次化の推進」ということで地域のネットワークの設立など、計画の目標の達成に向けまして取り組んでいるところでございます。

また、本年は、気象状況につきましては大変厳しい年でございまして、お米につきましては作況指数は「やや良」ということでございますが、夏の高温によります品質の低下、あるいは昨今の米の過剰状況を反映いたしました米価の下落、さらにその他の作物につきましても

春先の低温あるいは夏の局地的な災害といったことで非常に厳しい状況になったわけですが、米価下落等の対策につきましてはJ Aのご協力をいただきまして融資制度の強化ということで新たな支援策を決定したところでございます。また、相談窓口についても設置をいたしまして、農家の方々の相談に応じているところでございます。

さらに、今般、国の方で、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPPの件でございますが、関係国との協議を開始するということになったわけですが、TPPにあたりましては、万が一、その協定が実現した場合、農林水産業に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

そのため、県といたしましては、国に対しまして、本県はじめ我が国の農林水産業の持続的な発展を図るという観点から、慎重を期した対応を行うように早急に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

そうした中での審議会の開催ということでございますが、本日は、農業・農村の動向に関する年次報告、あるいは先ほど申し上げましたプランの実現に向けた取り組みの状況等につきまして、ご審議をいただく予定でございます。そうしたご審議の中でいただきました意見に基づきまして、今後の農業・農村の振興に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、会議の最後には、本県の水稲のオリジナル品種でございます「天のつぶ」をご試食をいただきまして、ご意見を賜りたいと考えております。その後、現地調査もあるわけではございますが、皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会

次に、千葉会長にごあいさつをお願いいたします。

千葉会長

会長の千葉でございます。

委員の皆様には、ご多忙のところ、ご出席ありがとうございます。どうぞ今日はよろしくお願ひしたいと思います。昨年度は福島県農林水産業振興計画を作成いたしまして、その際には皆さまと回を重ねて審議を行いました。その結果、策定されたものを今年度は実行することになりました。その節はどうもありがとうございました。

本日は、先ほど部長からもご挨拶の中でお話しがありましたように「年次報告」、それから振興計画に関わった2つの議題「ごちそう ふくしま絆づくり運動」、それから「進行管理」の2つについて、ご審議いただきたいと思ひます。

大変農業情勢が厳しいということで、先ほど部長もおっしゃってましたが、福島県に限らず、今年は猛暑の影響や農産物価格の下落、あるいは農業政策の影響で、大変厳しい状況下にあると思います。

さらに加えて、今まさにTPPに参加するかどうかというところが迫られている状況となっています。そういった厳しい状況にある中でぜひ、皆さま方の忌憚のないご意見をいただいて、福島県の農業を前進させていきたいと思っておりますので、ご審議どうぞよろしくお願い致します。

なお、今日は現地調査等も予定しておりまして、あとの時間が限られておりますが、そちらもよろしくお願い致します。

以上、私からのごあいさつとさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。

次に、本日の出席者でございまして、時間の都合もございまして、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

また、ここで資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、次第、出席者名簿、席次表、委員名簿、それから資料の1～6でございまして、なお、委員の皆様には最後に現地調査の資料をお渡ししております。不足等ございましたら、事務局の方までお申し出を願います。

それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。

議長（千葉会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況についてご報告いたしたいと思っております。

委員18名のうち第1号委員の富塚有暲（とみつか ゆうけい）委員、第2号委員の但野忠義（ただの ただのり）委員、第3号委員の佐瀬正（さぜ ただし）委員、大宮三枝子（おおみや みえこ）委員の4名が欠席されてます。したがって、現時点で14名の委員の方がご出席ということですので、過半数を超える委員の出席をいただいているということで、本日の審議会は、有効に成立していることをお知らせしたいと思います。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

私からご指名してよろしいでしょうか。

（委 員）

（委員より「（異議なし）」の声）

議長	<p>それでは、岸秀年（きし ひでとし）委員、それから、武田悦江（たけだ よしえ）委員、お二人に議事録の署名をお願いしたいと思います。よろしいですか。</p>
岸委員 武田委員	<p>（承諾） （承諾）</p>
議長	<p>よろしくお願いいたします。 では、議事に入りたいと思います。 まず、議題1「農業・農村の動向等に関する年次報告等」について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。</p>
農林企画課長	<p>はい。農林企画課長の谷井と申します。それでは、私の方から資料1、2に基づきましてご説明申し上げます。 まず最初に、年次報告ということで、資料1の方からご説明申し上げたいと思います。1ページ目をおめくりください。 はじめに、うつくしま農業・農村振興プラン21に基づく施策の推進であります。ポイントとなるところを、それぞれ朗読しながらご説明いたします。 平成21年度は、道の駅「南相馬」をメイン会場とした食と農の絆づくりのためのイベントを開催するなど、「ふくしま食・農再生戦略」の5つの戦略に基づく施策を展開して、本県農業・農村の振興を図ってまいりました。また、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」に基づき、環境と共生する米づくり等の推進ですとか、あるいは、主食用米の過剰作付け等の解消を進め、水田農業改革を強力に推進してきたところでもあります。 次に、農業及び農村の動向についてであります。2ページ目をお開きください。ここに記載のとおり、認定農業者につきましては、平成22年3月末で6,782件ということでもあります。また、新規就農者につきましては、192名を確保できました。さらには、平成20年の農業産出額、菌茸類を含みますが、これにつきましては、前年比62億円の増ということで2,548億円となったところでもあります。 なお、13ページ以降で、各農林事務所ごと、地方ごとの動向について記載してございます。後ほどご覧になっていただければと思います。 次に、農業・農村の振興に関して講じた施策についてであります。27ページ、28ページをご覧いただきたいと思います。ここに記載のとおり、まずはじめに、「ふくしま食・農再生戦略」の推進につきましては、それぞれ戦略ごとに記載しております。27ページには、戦略1ということで「食と農の絆づくりの推進」についてであります。これにつきましては27ページ、28ページに記載のとおり、「子ども達との</p>

絆づくり」をテーマとした絆づくり運動の全県的な推進ですとか、グリーン・ツーリズムの推進に取り組んでまいりました。

次に、戦略2ということで、29ページから34ページをお開きいただきたいと思いますが、「戦略的な流通販売対策の強化」についてであります。記載のとおり、「地産地消の全県的な展開と食育の推進」等に取り組ましました。さらには、「新たな産地づくりとの連携」につきましましては、34ページに記載のとおり、本県のぶどうのオリジナル品種であります「あづましずく」の県内のホテル等におけるプロモーション活動の展開等について記載しているところでもあります。

次に、資料の35ページから38ページをご覧ください。戦略3ということで、「持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化」についてであります。これにつきましましては、3つのプロジェクトを展開してまいりましたが、それらの戦略的な推進等に取り組んだ内容について記載してございます。

次に、39ページから44ページについてであります。この部分については、「担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化」について、実施した内容の記載であります。認定農業者への誘導と集落営農の推進に関する取組み、中でも、農業経営の法人化の促進と企業等農業参入の支援については、42ページに記載のとおりであります。13社の農外の新規参入企業が確保されました。

次に、45ページから48ページをご覧ください。戦略5ということで、「環境と共生する農業の全県的な推進」についてです。46ページをご覧になっていただきたいと思いますが、特に昨今、社会問題化しております鳥獣被害対策についても適切な対応等、取り組んだ内容を記載しております。

次に、49ページから51ページにかけましましては、「米政策改革推進対策及び『水田農業改革実践プログラム』」の取組みについて記載しております。冒頭の1ページのところでご説明しましたので、内容については、省略させていただきます。なお、資料としてそれら目標に対する進捗状況等を50ページ以降に記載しているところでもあります。

このほか、施策の取組内容として、例えば、55ページからは、「安全で安心できる農産物の供給の推進」など、以降のページにいろいろと記載しております。

さらに、最後であります、「新たな農林水産業振興計画等の策定」ということで、63ページ、64ページで「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」の策定ですとか「ふくしま・地域産業6次化戦略」の策定について記載しているところでもあります。

時間の都合もありますので、年次報告につきましましては、以上とさせていただきますながら、次に、動向等ということで資料2の「平成22年度戸別所得補償モデル対策の実施状況等」について、概要をご説明申

し上げたいと思います。

まず、「2モデル対策の事業内容」ということで、ご存知のように、この対策については、ひとつには、「米戸別所得補償モデル事業」と、もうひとつ「水田利活用自給力向上事業」この2本で実施されているところでありますけども、農林水産省が先月10月28日に公表した確定値について、内容をご説明申し上げます。

まずはじめに、戸別所得補償モデル事業の加入申請件数であります。確定値として36,916件の申請があったところでございます。事業別では、アの表の記載のとおりであり、また、経営形態別ではイの表のとおりであります。その結果、「戸別所得補償モデル対策」の加入申請面積の確定値でありますけども、「米戸別所得補償モデル事業」につきましては、4万弱の39,904haの加入申請面積がありました。また、「水田利活用自給力向上対策」につきましては、いわゆる新規需要米、米粉用米、飼料用米、WC S用稲、これにつきましては、参考の数値と比べてご覧になっていただけたらとおり、大幅な増加になったところであり、また、加工用米についても1,121haとなったところがあります。なお、交付金の支払いのスケジュールにつきましては、2ページに記載してございますが、新聞報道でもご存知のとおり、県内で最も早いところだと、11月の19日から固定部分について農家の口座に直接入金の手配でありまして、それ以降、12月の初旬から年度末にかけて、水田利活用事業の支払金があり、その後、変動部分について、来年3月初旬から年度末の支払いという形で、それぞれ農家の口座に直接入金される状況であります。

参考までに、3ページであります。戸別所得補償制度の本年度のモデル対策の部分について、現段階における農林水産省の概算要求資料での23年度本格実施の考え方について記載しておりますので、簡単にご説明申し上げたいと思います。

もとより、本格実施ということでありまして、まず、対象品目としては、23年度の方ですが、米に加えて、記載のとおり、本県に直接関係ございませんが、「米」から「でん粉原料用ばれいしょ」について、記載のとおり、固定面積支払と数量支払という部分での単価、なお、そば、ナタネ、大豆、大麦等については、今後明らかにされるという部分。あとは、加算支払いの部分ということで、現段階での考え方が農水省より示されているということでもあります。

なお、本年度の価格変動部分につきましては、3番にあります米価変動補てん交付金という形になるという状況であります。また、今年度は、いろいろ激変緩和措置というものがあつたわけですけども、今のところ、これらについては、2番の水田活用の所得補償交付金ということで、産地資金430億円という中で、各県の判断でいろいろできるというふうな形で、制度設計されているものであります。

以上、農業・農村の動向等に関する年次報告についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（千葉会長）

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

いかがですか。もしなければ、最後にまとめて、再度、議論のできる時間があるかと思っておりますので、そこでご質問、ご意見をいただくとして、次に進ませていただいてもよろしいですか。

（委員）

（委員より「はい」の声あり）

議長

はい。それでは、次に進めさせていただきます。

ごちそうふくしま絆づくり運動について、事務局ご説明をお願いします。

農林企画課長

はい、では、次に資料3に基づきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧くださいと思います。まず、運動の趣旨ということで記載してございます。朗読しながらご説明申し上げます。

本県農林水産業の持続的な発展を図るためには、農林水産業や農山漁村に対する県民の理解を促進することが重要でありますことから、昨年度まで実施しておりました「食と農の絆づくり運動」の成果を踏まえながら、消費者と農林漁業者、商工業者等の幅広い参画を得て、農林水産業と食、緑、環境、暮らしをつなぎ、みんなで支え合うごちそうふくしま絆づくり運動を全県的に展開することとしております。

運動の内容についてであります。大きくは3本立てで考えております。まず最初に、みんなで支え合うふるさとの絆づくり、もう一本は農林水産業に関する情報発信、もう一つ最後は、県ならびに地方推進本部の開催というところであります。その中でアのみんなで支え合うふるさとの絆づくりであります。運動の趣旨に即したですね、推進本部構成機関団体の方々の積極的な関与というものを期待しながら、農林漁業者と消費者との交流の促進ですとか、あるいは地産地消、食育の推進、というものをそれぞれ構成機関・団体で活発に展開していただきながら絆を深めるような取組みをそれぞれ活発に県内で展開してもらおうとするものであります。

このほか、ごちそうふくしま絆づくり宣言の募集と制定。さらには、仮称であります。ごちそうふくしま絆づくり大賞、その創設をしていきたいと考えております。また、農林水産業に関する情報発信につきましては、地方別の意見交換会、この部分についても積極的に計画していきたいと考えているところであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。そうした考え方のもと、(3)の運動の主体でありますけれども、4ページに記載のとおり、この部分につきましては、県の推進本部であります。ごちそうふくしま絆づくり運動県推進本部構成機関団体ということで、31機関・団体で、今年7月13日に設置したところであります。本部長には知事を、副本部長には、福島県農業協同組合中央会会長を、もうお一方、下から2番目ですが、福島県消費者団体連絡協議会会長をそれぞれを副本部長にお願いしながら、推進本部を設立したところであります。また、2ページにお戻りいただきたいと思います。地方段階では、県北地方の推進地方本部を8月9日に設置して以降、7地方において、地方本部が設置されたところであります。

運動の名称、あるいはスローガン等については記載のとおりでありますし、スローガンなりロゴマークについても記載のとおりであります。なお、運動の期間につきましては、振興プランの計画期間であります。平成22年度から26年度までの5年間としたところであります。

次に資料の5ページをご覧くださいと思いますが、そうしたものを踏まえ、本年度の絆づくり運動の展開実施状況についてご報告申し上げます。

まず、最初にスタートアップ絆づくり運動イベントの展開ということで、全県イベントとしまして、記載のとおり10月10日、11日に開催しました「ごちそうふくしま満喫フェア2010」における絆づくり運動の展開ということで、絆づくり運動を県民の方々に知っていただく格好の機会ととらえ、このようなかたちです。ね活動を展開してまいりました。また、県北からいわきの地方イベントにつきましても、イに記載のとおり積極的に展開したところであります。また、表の下に記載してありますように、それぞれ、地方イベントの際には、そのイベントにご協力いただきました、農林漁業者の方、いわゆる、体験のインストラクターなどの方ですけれども、そういう方々にイベント参加者からの感謝のメッセージ「ありがとうカード」というものを作りまして、それを贈呈するというを行いました。そうしたことで、インストラクターの方々の意欲向上と農林水産業の方々、消費者も含めて絆づくりの機運の醸成が図られたものと考えております。

6ページをお開きいただきたいと思います。が、(2)で地域イベント情報の発信ということで、月1回のメールマガジン、その他、ここに記載のとおり、県のホームページに「交流イベントカレンダー」ということで関係団体からお寄せいただいたイベントをこのようなかたちで積極的に県のホームページにアップすること、また、さらには、観光関係のホームページにもバナーを貼りまして、県内外の方々にもご覧いただけるようなかたちで情報発信をしているところであります。また、ごちそうふくしま絆づくり宣言につきましては、7ページに記

載のとおり、先ほど申しました10月10日にですね、公表したところ
あります。7ページには具体的には、県民の方々の取組みとして5本、
宣言の中に盛り込んでおります。農林水産業や農山漁村の大切さを学
ぶこと等々の取組みを通じながら、最後の5番目でありましたが、4つ
の取組みを通じまして、一人一人の活動を通して、いきいきとしたふ
くしまをつくり、次の世代にしっかりと引き継いでいくというふうな
内容の宣言にしたところでありまして。今後、関係団体にも積極的に活
用していただきながら、この部分が、県民の方々に広く浸透していく
よう取り組んでまいりたいと考えております。

最後でありまして、4番のごちそうふくしま絆づくり大賞の創設に
つきましては、本年度中にですね。その要領を制定しながら、年度内
に募集を開始し、体験交流、食育、地産地消、などの観点から成果を
あげている方々を表彰したいというふうに考えているところでありま
す。ごちそうふくしま絆づくり運動については以上であります。よろ
しくお願いします。

議長 はい、どうもありがとうございました。ただいまの説明についてで
すね。みなさんからご意見、ご質問等があればよろしく申し上げます。

浅和委員 たいへん良いこと。大いに進めてください。

議長 はい。大いに進めて欲しいということですが、では、次に進めさせ
ていただいて、よろしいですか？

(委員) (委員より「はい」の声あり)

議長 それでは、3番はですね農林水産業の振興計画の進行管理について、
事務局からご説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長 はい、では資料4、資料5に基づきましてご説明申し上げます。ま
ず、進行管理の概要ということでその考え方について、資料4により
ご説明申し上げます。

まずはじめに、進行管理につきましては、先ほど部長から話があり
ましたように、ふくしまの恵みイレブンとか、あるいは6次化という
形で8つの重点戦略を掲げております。これら8つの重点戦略につ
きましては、振興計画に掲げた施策の展開方向を全体的に網羅しながら、
さらには、施策の中心となるものであります。そうしたことから、こ
れらの重点戦略を中心にその推進と取組状況の評価を行うとともに、
評価結果を次年度の全庁重点あるいは部重点事業の構築に向けて、効
果的に活用することを目的に進行管理を行うものであります。

2番の実施体制につきましては、①から⑧のこれら重点戦略ごとに庁内の関係課で構成するプロジェクトチームを設置しまして、戦略の推進、評価等を行っているところであります。なお、3に記載のとおり、進行管理結果の公表につきましては、8つのうち8番目、県産材フル活用の促進以外の分については、農業・農村振興分野であります。

したがって、これまで年次報告の中で食・農再生戦略の取組状況等について記載しておりますが、それに置き換わるものとしてですね、来年度から、この部分を年次報告の中に記載していきたいと考えているところであります。

それでは、資料5に基づきまして、8つの重点戦略のうち、8番目を除いた部分をご説明申し上げます。

まず、最初にこのシートの見方でありまして、一番左上に重点戦略名を記載してございます。その下にですね、枠囲みをしております。この部分については、目指す姿を振興計画に記載されているとおり転記しております。あとは具体的な取組内容、施策的な部分についてはそれぞれ、例えば、冒頭の「みんなの力で自給力向上プロジェクト」ですと4つの具体的な取組みが明記されております。地域自給力向上に向けた組織づくり以下、4つでありますけれども、そのような内容で、7つの戦略についてそれぞれ記載しております。

それでは、これまで、10月末までの取組状況、そこから発生した課題、今後の取組みの方向性の主なものについてご説明を申し上げたいと思います。

まず始めに、「みんなの力で自給力向上プロジェクト」について、1ページをご覧になっていただきたいと思います。本年度の取組状況であります。2番のところに記載のとおり、県内7地区において、県補助事業を活用し、JA、NPO法人等々を中心となった集団給食施設等に対する地域農産物の供給ルートを確立するための、推進活動を展開してまいりました。

また、庁内関係課とも連携しながら県内の病院、社員食堂、給食事業者等を直接15社程度訪問しまして、それぞれの実態把握あるいは今後の利活用に向けた推進活動も展開してまいりました。

さらには、3番目の地域における「耕作放棄地の有効活用の促進」につきましては、3番目に記載のとおり、耕作放棄地を活用した食育等を推進するため、教育ファームの設置に関するアンケート調査を実施するなど、実施箇所の選定を進めてまいりましたところでもあります。

このような中、課題としましては、2番目に記載のとおり給食事業者等のうち病院・施設、あるいは社員食堂、食品加工企業それぞれ、生産現場の情報収集が難しいという状況があり、地域食材の利用拡大を図るための支援が必要であるとの課題が抽出されました。

また、3個目に記載のとおり、耕作放棄地、この部分については、

農地情報が少ないということで、農外から参入を目指す企業等については、その部分の手間と時間を要するということが農業参入の妨げになっているという課題等が抽出されたところであります。

したがって、そうした課題等の中で、今後の取組みの方向性につきましては、社員食堂等と生産者団体、それらの方々との具体的なマッチング・コーディネート活動の展開、また、耕作放棄地の部分については、総合特区制度の活用などにより、耕作放棄地情報の提供による活用主体とのマッチング支援体制のあり方について検討を行う必要があると整理しているところでございます。

次に、重点戦略2番目です。3ページをご覧ください。『「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト』についてであります。

この部分については、大きくは、生産の部分と販売プロモーション等の部分に分かれておりますが、3ページには、生産の部分で、戦略的な生産拡大について整理しております。

その中で、とりわけ、園芸品目につきましては、きゅうりを始めとする主要6品目につきまして、48産地で「園芸産地パワーアップ・プロジェクト」に取り組んでまいりました。

さらに、その中で、ももについては、JAがプライベートブランドとして、特徴のある販売ですとか、あるいは、本県オリジナル品種の「はつひめ」について、求評を実施したところでございます。

また、4ページをご覧ください。なりたいと思っておりますけれども、プロモーション活動の展開の中では、大丸東京店等、高級量販店でプロモーション活動を実施しながらですね、継続的な取引の推進が図られています。

また、肉用牛に関して申し上げますと、ここにありますように、新たに、県の基幹種雄牛として「喜多平茂（きたひらしげ）」がデビューしました。

また、輸出促進の部分につきましては、JA会津いいででアスパラガス、あるいは、JAしらかわで日本なしということで、香港への新たな輸出元産地が開拓されまして、今後継続的な輸出の取組みが図られつつあるなど、記載のとおりであります。

そうした中、課題といたしましては、3ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、とりわけ園芸については、高齢化ということで、産地の価格形成力といったことが懸念されるという状況の下、高い技術レベルを持つ担い手の確保、あるいは、作業の省力化による経営の規模拡大、生産安定による産地生産力の維持が必要であるというような課題が出ているところであります。

また、4ページのプロモーション関係では、販売ルートの確保ですとか、あるいは、流通経路の複雑さ等の理由により、継続した販路確保ですとか、新規販路開拓が困難となっていること、また、さらには、

新たに取扱いを開始した高級量販店に対して、継続的な取引維持のための連携方法というものが課題であるとしています。

また、輸出の部分につきましては、今年度新たに取り組みましたアスパラガスについては、輸出方法等について問題が明確になったところでもあります。具体的には、鮮度あるいは品質の保持、コスト低減を踏まえた輸送方法等の確立の支援が必要だろうという部分で課題が抽出されております。

次に、3ページにお戻りいただきますが、今後の取組みの方向性としましては、園芸の部分で申しますと、一層の産地力強化を図るため、産地の高度な生産技術を有する担い手の育成・確保、あるいは、負担の大きい、労力のかかる土づくりなど、そういったものを肩代わりする受託システムの設立、さらには、省力化・早期多収が可能な栽培技術等の普及拡大の取組みが必要との方向性が示されたところでもあります。

また、4ページのプロモーション関係からいきますと、本年度、東京の量販店で実施しましたが、プロモーション後の評価及び成果を活かせるよう、生産から販売まで産地と一丸となった販売促進が推進できる仕組みが必要だということでもあります。量販店における継続取引はもとより、飲食店等での利用拡大PRも必要としています。

輸出の部分から申しますと、新たな課題等が出ましたので、品質保持が可能な輸送方法の改善等に対する支援、さらには、品質管理に対するマニュアルの作成等の支援を行う必要があるという方向性について示されているところでもあります。

次、5ページをおめぐりいただきたいと思います。「有機農業の産地形成を目指した環境と共生する農業の推進」であります。

本年度の取組み状況につきましては、1のところでも2つ目に記載のとおり、有機農産物の流通等に関する専門知識を有する民間事業者をコーディネーターとして委託しました。詳細については記載のとおりでありますけれども、そうした中で、県産有機農産物の販路開拓ですとか、販売体制の構築を推進しているところでもあります。

また、課題といたしましては、なかなか、まだ生産者が多くないということもありまして、生産・販売ロットが小さく、需要に対して安定的に供給できる体制が不十分なこと等が課題としてあるところです。

したがって、それらを踏まえまして、今後の取組みの方向性につきましては、有機農業者が、専門的な知識を有するコーディネーターの持ついろいろなノウハウを活用しながら、有機農産物の販路開拓・確保、あるいは、需要に対応できる生産体制の構築を進めながら、産地化を促進していきたいということでもあります。

次に、「地域産業6次化の推進」についてであります。7ページをご覧くださいと思います。

まず最初に、ネットワークについてであります。地方のネットワークにつきましては、6地方で出来ておりまして、記載のとおり、473名の参加が得られたところであります。また、全県ネットワークについては、記載のとおり210名ということでありまして、それぞれ、マッチングの機会が出来たものというふうに考えております。

また、農商工連携ファンドにつきましても、3件の採択があったこと、また、人材の養成につきましては、ふくしま・6次化創業塾ということで、10月に開塾しました。73名の受講となっております。

また、4番の生産・加工・消費が支え合う県産農林水産物加工品等の利用拡大の部分につきましては、先程来申してはありますが、「ごちそう ふくしま満喫フェア2010」を10月10日、11日に盛大に開催したところであります。

そのような中、今後の課題についてでありますけれども、ネットワークにつきましては、会員間の交流の場ということにとどまらずに、実際に商品開発、あるいは、販路開拓・PR等を促す仕掛けとして発展・充実させることが必要だろうということで、その際には、マーケティング力を兼ね備えたコーディネーター人材をネットワークに確保することが必要ではなかろうかというふうな課題が出されているところであります。

また、人材の養成につきましても、6次化創業塾の卒塾後の事業化に向けた支援の必要性、また、4番の生産・加工・消費が支え合う県産農林水産物加工品等の利用拡大の部分から申しますと、県産農林水産物に関する流通情報が、加工業者等の実需者に行き渡っていないということで、スムーズな連携に支障をきたしているため、食農データベースの立ち上げを早急に行って、情報発信のための枠組みを構築する必要があるというふうに、課題として抽出したところであります。

次に、今後の取組みの方向性についてでありますけれども、ネットワーク事業につきましては、コーディネーターや首都圏等のマーケティングの専門家をネットワーク内に十分確保するなど、販路に結びついた商品開発、あるいは、ビジネス創出をサポートする機能の強化について方向性として示し、また、創業塾については、そのコース編成の充実について方向性として示しております。

また、最後、食農データベースにつきましては、機能性・利便性のあるシステムとしてですね、検討する方向性を示しているところであります。

次に9ページであります、「ふくしまチャレンジゆめファーマー育成プロジェクト」についてであります。先ほど、年次報告でも申しましたが、担い手の現状として、認定農業者の認定件数については、6,787件、平成22年8月となっております。また、担い手を支援するために、新たな国の事業として、農業経営体育成事業というものがあり

ますけど、本年度10月末現在で、記載のとおり、新規就農者補助が3件、融資主体型補助が5件ということで、都合6千万円余の事業が県内で展開されている状況にあります。また、法人化の促進と農業法人等の経営力強化につきましては、農外企業への農業参入の部分から「ふくしま農業・企業参入ガイダンス2010」というものに参加したおりに51社の参加があったこと、また、首都圏で開催したセミナーにおいても18社の参加があったことを記載しております。

課題といたしましては、2番のところでありますけど、農業参入した企業の中には、農産物の生産安定ですとか、あるいは販路等に苦慮する場合があるものですから、経営安定に向けた支援が必要だというような課題を整理し、今後の取組みの方向性につきましても、参入後の生産技術等の指導ですとか、経営安定に向けた支援を講じていく必要があるとしたところであります。

次に10ページでありますけど、新規就農者の確保・定着に向けた分であります。10月末までの取組み状況につきましては、記載のとおり新規就農者について、192名確保されたこと、また、「頑張る農業応援！新規就農定着支援事業」ということで、本年度の新規事業でありますけど、県内3地区において、地域における支援体制がこれらの事業を通じて展開していること、あるいは、2つ飛びまして、「頑張る農業応援！新規就農定着支援事業」において、22年10月末までで49名の研修・雇用者が確保されていること、また、農林漁業の一体的な情報提供に向けた「新・農業人フェア」ということで、今年の5月に開催しましたが、60名の来場者があったこと等を記載しております。農業の部分については以上でありますけど、2番には林業関係の部分で、21年の新規林業就業者数について、207名が確保されたこと、また、漁業後継者についても、21年度14名ということで、それぞれ20年度に比べてですね、その数が拡大している状況であります。

課題といたしましては、1の(2)等に記載のとおり、他産業に従事していた方が、離職・解雇等により就農するケースも増加しておりますが、これらの中には、雇用調整等により十分な準備期間が取れないままに就農する方がいらっしゃる、また、農家以外の出身者が農業法人等の被雇用者として就農するケースが増加しておりますが、将来的に独立を目指している方も多い中で、支援策が十分でなかったりといったような状況が課題として出されております。そのような形で、経営基盤を持たない農家以外からのですね、新規参入希望者の就農にあたっては、技術の習得ですとか、優良農地の確保等について課題があると考えております。

一方、林業関係の課題といたしましては、記載のとおり、3年目の定着率が44%であること、また、林業労働災害等々の発生が全産業と比べて高いこと、あるいは水産関係、漁業後継者育成の部分から言い

ますと、魚価の低迷ですとか、燃料代高騰による経営悪化等が課題として出されているところがございます。それらを踏まえまして、今後の取組みの方向性のうち、農業の部分から申しますと3番に記載のとおり、農業法人等の被雇用者が自営農業者として独立し、認定農業者に発展できるよう、支援体制を検討する必要があること、また、新規就農者の円滑な就農を支援するため、長期研修を受け入れた農業法人等が、技術習得だけではなく、全般的な就農支援を行う仕組みづくりを行うとともに、地域ぐるみでの定着を支援する体制の構築等についても方向性として示しているところがございます。

また、林業関係の方向性としては、雇用環境と就業条件の改善、また、漁業関係では、担い手組織が行う漁業所得の向上に繋がる簡易加工の取組み促進等ということで、方向性について示しているところがございます。

最後、農業水利施設等のストックマネジメントについてであります。3番に記載の農林道ストックマネジメントの導入促進についてですが、農林道の橋梁でありますとか、あるいは、トンネルの点検診断、長寿命化対策などですね、全市町村を対象としたアンケート調査を実施したこと。また、4番でありますけども、施設管理技術の向上ということで、本年度新たに揚水機場及び排水機場において、施設管理・点検診断技術等の技術向上研修会を開催したこと、また、排水機場を対象に、施設の長寿命化を図る「点検操作手順書」の作成に着手した等の取組みについて、記載のとおりであります。そうした中、課題でありますけども、3番に記載のとおり、農林道施設についてもですね、農業水利施設と同様ストックマネジメントの手法を導入していく必要があること。また、施設管理技術の向上につきましても施設所有者及び操作者の管理技術、機能診断方法ですとか、予防保全更新計画の立案技術の習得・向上を積極的に推進する必要性について、課題が記載されているところがございます。

そのような中、今後の取組みの方向性につきましては、農林道の点から申しますと、農林道のストックマネジメントの導入促進を図るため、市町村、県、関係機関のそれぞれの認識の共有化を図りながら、また関係者の役割分担を明確にしながら、管理者である市町村が自主的に施設の点検診断や更新計画を策定し、適切な施設の維持管理が行えるよう技術的な支援を行っていくことを方向性として記載しているところがございます。また、施設管理技術の向上につきましては、研修会等を開催しながらですね、一層の管理技術の向上について示したところがございます。

以上、ポイントのみの説明となりましたが、私からの説明は以上であります。

議長 はい。ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。これ自体は年度途中ですので、今後の取組みの方向性についてですね、何かアドバイスなどいただくとありがたいのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

浅和委員 いいですか。

議長 はい。浅和委員お願いします。

浅和委員 たいへん良くやっていたらいるなど考えております。そこで、4ページですか、プロモーション活動関係で、大丸東京店とかで、継続的な取引推進に繋がっていること、たいへん良いと思います。そこで確か、長野県の川上村だったか、レタスでたいへんな高収益をあげている。あれは冷蔵で外国、台湾等に向けている。今年、知事と観光プロモーションで上海に行ってきたけれど、福島県は上海に事務所があるから、そこにうまく窓口になっていただいて、上海あたりとか、台湾でも構わないけども、福島県のこれというものを、日本だけでなく、福島県の方から外国の方にも道を開くようなことを考えてはどうですか。上海事務所もあるんだから、そういうところを窓口にして、外国にも福島県の産品を向けると。そんなような考え方ではいかがでしょうか。

議長 はい、どうもありがとうございます。関連して他の委員の方で、ご意見があればいただいて、あわせてお答えいただくという形にしたいと思います。

よろしいですか。はい、それでは。

農産物安全流通課長 農産物安全流通課です。まずは、現在の本県の農産物の輸出の状況について申し上げたいと思います。まず、中国向けでございますが、現在、上海の方には、21年度でございますが、なしの輸出が実績としてあがっております。中国ですと主に香港を中心に、もも、あるいは、なし等輸出されてまして、精米、米についても香港の方にいっております。あと、台湾向けの方になりますと、やはり、ももを中心にしまして、りんご、あと精米等ということでございます。いまほどお話のように中国は上海事務所を窓口にしてですね、輸出の促進ということを行っております。私どもの方も中国本土向けについては、輸出を促進してきたいと考えておりますが、中国本土向けといった場合、植物検疫の問題がかなり難しいということで、特にその検疫対策としての病害虫対策がですね、非常にハードルが高いという状況がございます。

しかし、民間事業者の方も輸出に対する意欲というのが、かなり高いものもございまして、最近の円高など、そういった影響も今後出てくるかと思いますが、民間の方の輸出の意欲を削がないように、県としても、中国本土に向けた輸出について、支援していけるように取り組んでいきたいと考えております。

議長

よろしいですか。はい。他にいかがでしょうか。

武田委員

他のところでよろしいですか。

議長

他のところでもよろしいかと思えます。

武田委員

7ページのところで、2番の「ふくしま6次化創業塾」っていうところを見ました。今、6次化に関しては、新聞報道などでも、いろいろ、情報が入っていて、素晴らしいことをやってるなと思っていたのですが、この「6次化創業塾」っていうのは今回、初めて聞きました。

本当でしたら、どこが、どのように開催して、どんな内容で、その結果どうだったというのをおたずねしたいところなんです、時間がありませんので、要望だけ、ちょっとお話ししたいと思います。

私も、過去に、農業関係ではなく、商工会議所が開催した創業塾などを受講した経験がありまして、その時、思ったのですが、開催前の案内が、漠然としていると受講される方が、一体何を学べるのか、よく分からないんですね。なので、募集の時は、ぜひ目的を明確にさせていただいて、どんな人材の方に来ていただきたいか、どんな内容を学ぶのかということを書き込んでいただきたいと思えます。たぶん、こういうのは今すごく人気なので、たくさん受講を希望される方がいらっしゃると思うんですが、そういう中で、お一人でも、「あっ、これは違っていたな」という方がいたら、予算的にもったいないですし、受講されたご本人にとっても、もったいないことだと思うんですね。あと、これも私自身の経験なんです、受講したからおしまいという、結局、そのあと、何も残らないんです。ぜひ、アフターフォローをしっかりとさせていただきたいなと思っております。

私ももし機会があったら受講させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長

はい、どうもありがとうございました。

はい、では、お願いします。

農産物安全流通
課長

農産物安全流通課でございます。今ほどの「6次化創業塾」の関係でございますが、この創業塾につきましては、農林漁業者、あと中小

企業者の方を対象といたしまして、今年は8月9日から約1か月間、県民の方にですね、広報いたしました。

それで、農業者の方については、主に高付加価値型のビジネスモデルの構築というコースを設定し、また、商工業者の皆さんについては、農商工連携によるビジネスモデルの構築というコースを設定しました。この2つのコースそれぞれ20名の定員として募集を行いました。おかげさまで、合わせて73名という約定員の倍の方の要望をいただいでですね、先月の10月18日から創業塾を開始しております。だいたい、月1回のペースで来年の3月まで、座学的な研修の他にですね、実地的な取組みをされている先進的な施設に視察に赴いて実践的な研修の取組みをしながら、今後のビジネスモデルの構築についての素養を磨いてもらうという内容となっております。

お話のとおり、私どもも1か月間募集しておりましたが、まだまだ、広報の面ですね、行き届かなかった点もあったかと思っておりますので、来年度以降、さらにきめ細やかな周知広報を図りながらですね、募集していきたいと考えております。

あと研修後のアフターフォローということでございますが、確かに今年度から初めての取組みということでございまして、研修生の皆さんに、実際に研修を終わった後にですね、具体的なビジネスモデルの構築に向けた中で、今後、県として、いわゆるアフターフォローということで、どういったものが必要になってくるのか、そういったものを研修生の方から、直接、アンケートという形でお聞きしながら、今後のアフターフォローについても検討していきたいと考えております。

議長

はい、よろしく申し上げます。次年度、報告していただけるんではないかと思えます。

武田委員

あのやっぱり、先ほどの繰り返しになるのですが、今の時代の雰囲気というものもあるんですが、受講生の方のうち実際に就業いただく方が一人でも多くなることをお祈りしておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はい。それでは、その他いかがでしょうか。

はい。鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員

本日、林業のことが少し出ておまして、消費者というか住民として、常々思っていることですが、線路のところとか、それから山がすごく荒れて、あの日本中全部、葛で覆われてしまうんじゃないかしらと思うくらい、特に近頃、道路や線路の両脇あたりがすごくなくなっております。

そういう中で、ちょっと山を見ましても、なんというか、すごく荒れているって言うていいのかしら。道路まで迫ってくるようで、手入れしないと、将来どうなっちゃうのかなっていう心配がありますね。やっぱり日本の国は、緑の美しいっていうところがありますし、そこから辺を、リタイアしてすぐの方たちとか、できる方たちで、道路の両脇あたりから少しずつなんとかならないかなというのを感じております。ということで、林業の方も、まだそこまでいかないかもしれませんが、少し国土を美しく守るためという視点が必要ではないかなと感じております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。林業ですね。さらに耕作放棄地の問題も絡んでくるんだらうかと思えます。リタイヤの方々の活用というようなこともぜひ考えて欲しいということですが、もし、なにか、ご意見とか。

よろしいですか。はい。お願いします。

林業振興課長

林業振興課長でございます。林業関係の新規就業というか、その点につきましては、県としては、例えば資格取得が必要なチェーンソーとか刈り払い機、そういった専門的な作業となるものの研修の実施を含めて少しでも多くの方が、林業に参入できるよう支援をしておりますので、そういったものを通じて、山の手入れをする人を増やしていきたいと考えております。

議長

はい。お願いします。

次長（森林林業担当）

森林林業担当次長でございます。ただいま、葛がこう出てきて、道路や鉄道を覆っているという話がありました。その背景として、一つはまず、森林そのもの、木材価格が昭和55年に1立方メートル当たり2万2～3000円あったのが、今はもう3,000円を切るという、非常に木材価格が安くなって、林業経営が成り立たなくなっている状況がございます。そういった中で、森林を手入れする人がいないということで、山が荒れてきているといったことが一つございます。あと、里山につきましても、今おっしゃられたように、身近な山、これにつきましてもそれまで焚き木を取ったり、薪炭、炭にしたり、いろいろ、そういった仕事がありましたけど、燃料革命によってそういったものがなかなか出来なくなってきました。そういったことで里山も荒れてきている。結果的に、里山から奥山まで全体的に荒れてきている状況でございます。そうしたことがありますので、県といたしましても、平成18年度から森林環境税という形で、税をいただきながら、里山の整備や道路等の整備、間伐など、森林整備を含めまして、いろんな手

を打っているところでございます。そういった中で、いろいろ雇用なども図りながら、進めているところでございます。

浅和委員　　はい。ひとつよろしいですか。

議長　　はい。浅和委員。今のに関連してと考えてよろしいですか。

浅和委員　　はい。関係あります。この関係のことについては、普段よく言っていますので。福島県は、農業の産出額はだいたい2,500億円くらいですかね。だけど、多面的機能とか、公共公益性、これをやっぱり、しっかりと計算して、我が福島県は、農業の産出額は2,500億円くらいだけでも、例えばCO₂の吸収とか、水源のかん養とか、今、林業の話が出ましたが、そういう公共公益性を金目に計算すればいくらかになるのか。こういうことを、やはり、しっかりやると、総合的に農業には単なるそういう面だけではないんだな、公共公益性というのは、これだけの金額になるんだなとなるので、そういうのは出来てあるんですか。まず、そこから聞きますか。

農林企画課長　　はい。議長。

議長　　はい。

農林企画課長　　農業・農村の多面的機能の評価につきましては、かねて、県でも試算した経過がございます。一例を申し述べさせていただきますと、新しいところでは、2001年ですすね、洪水防止機能など、3,000億円弱の2,860億円の県内の評価があるというふうな積算をしたことがございます。

浅和委員　　そうすると、いまの数字は2001年ですか。2001年に2,860億円、それは農業関係だけですか。林業の方も含んでいますか。

農林企画課長　　農業だけじゃなくて、全体のものとして。

浅和委員　　林業も含んでいるわけですね。両方ですね。

農林企画課長　　はい。

浅和委員　　そうですか。そういうのが分かると、我々も色々な関係でその数字を使いますので・・

農林企画課長	すみません、失礼しました。林業を除いて、農業・農村だけです。
浅和委員	そうすると、林業は入っていないんですか。林業の分は、いま鈴木さんから話があったんで、林業の分の公共公益性はどうなるんですか。
議長	どなたか分かりますか。それでは、分かり次第お答えいただくということで。
浅和委員	いま、聞きました農業の分は2,860億円、あと、林の分も調べていただいて、合わせると、例えば、4,000億円とか5,000億円とかなるんでしょう。
農林企画課長	すみません、失礼しました。先ほど申しましたように2001年の2,860億円については、農業・農村の評価の部分でありまして、それ以外の林業の分については、概算でありますけれども、約3兆円、2兆9000億円程度、多面的機能として評価している経過がございます。この分については県が行ったものではなくて、日本学術会議の資料に基づきまして試算したということで、ご報告申し上げます。
浅和委員	林野庁が何年だったか、以前に約75兆円、いまの国有林の公共公益性について、75兆円という数字を出しているが、そうすると、その時と、それは同じで、それを福島県に置き換えると、いまの2兆9000億円ということになるんですか。それはいつの数字ですか。
農林企画課長	これにつきましては、同じく2001年の数字となっております、委員がおっしゃられた分が何年度か、ちょっと承知しておりませんが、先ほど申し上げた約3兆円の分は2001年の数字です。
浅和委員	3兆円。
農林企画課長	2兆9000億円。先ほど申し上げました林業関係の分です。
浅和委員	林業だけで2兆9000億？
農林企画課長	はい。
浅和委員	福島県だけで。
農林企画課長	はい。

浅和委員	あとで、よく調べて教えてくれませんか。林業相当分の公共公益性がいくらと。あと、農業・農村が2,860億と、これは分かった。あと、林業関係で、2兆9000億円というのは福島県ではどうか。私の記憶では、国全体で75兆円だから、どうなのか。まあ、かなり面積が広いから、あてはまるかな。なお、後で確たる数字を教えてください。
農林企画課長	はい。
浅和委員	ありがとうございました。
農林企画課長	そういう事で、数字については、追って、皆様方に、確認した上でご連絡申し上げたいと思います
議長	農林業の公益性ということをきっちりと私たちは認識してですね、いろんな施策を進めていく必要があるというご意見の中の一つだと思います。ほかにございますか。すみません、時間が、全体の時間が押していますので、あと何人か。皆さん、ぜひご発言したいということは私も存じておりますが、時間もございませんので、ぜひという方は、すみません、手を挙げていただいて、その方々に、お一人ずつお話を伺わせていただくという形でいかがでしょうか？よろしいですか？
降矢委員	進めてください。
議長	<p>それでは、いくつか貴重なご意見が出ましたので、これらの意見を大事にしながら、今後の取組みを進めていただきたいと思います。</p> <p>振興計画のことに関しては、これで終わりにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の「天^{てん}のつぶ」の試食ですかね、このことについて、お願いしたいと思います。</p> <p>(各委員試食)</p>
研究技術室長	<p>研究技術室長でございます。お手元の資料6に基づきまして、水稻オリジナル品種「天^{てん}のつぶ」の特徴について簡単にご説明させていただきます。この品種は福島県農業総合センターにおいて、本県に適した良質・良食味品種の開発ということを目的に研究されました結果、平成7年に交配をいたしまして、平成21年に品種開発を終了し、誕生した品種でございます。</p> <p>親につきましては、母親が「奥羽357号」と書いてありますが、これは秋田にある国の試験場で育成された品種、父は「越南159号」、これ</p>

は福井県で育成された品種でございまして、いずれもひとめぼれの血筋を引いておる品種でございます。

本年の7月に「天^{てん}のつぶ」と命名をして、品種登録並び商標出願をさせていただきますが、「天^{てん}のつぶ」の名称の由来といたしましては、この品種が田んぼで穂が出るときに天に向かって勢いよくまっすぐ伸びるというこの稲のイメージと、それから天の恵みを受けて豊に稔る一粒一粒のお米というイメージと、この二つを重ねて、命名をいたしました。

農家の皆さんがお作りになるときのメリットといたしましては、資料の中ほどのグラフにありますように倒れにくくて、なおかつ、穂もちという病気にも強いという特徴がございます。

それからできたお米はですね、資料の一番左下にありますように、大変つぶが揃っておりまして、クズ米があまり出ないという特徴がございます。それから、食べていただきますと、食味の総合評価としてはひとめぼれと同等というふうに考えておりますが、特に、噛み応えがあるといいますか、この図では固さというところに出ています、ごはんの一粒一粒を噛みしめて、食べられるというような特徴がございます。

ぜひ、本日はそういったお米の特徴等を、実際に食べていただいて、ご感想等をお寄せいただければ、大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

農林企画課長

皿についてでございますが、2種類出ておりまして、青色の方の皿が「天^{てん}のつぶ」であります、あと、ピンク色の分については「ひとめぼれ」ということで準備しております。

議長

いかがでしょうか？感想を寄せていただきたいということで。どうですか？長島委員、どうですか？

長島委員

あまり変化が・・・

議長

分からない？ 変化が分からないという意見が、ございますが。

浅和委員

「天^{てん}のつぶ」は米粒を噛みしめると、甘みがあるね。

議長

そうですね、甘みが。

浅和委員

「天^{てん}のつぶ」を噛みしめると、甘い感じ。ただ、味は、若い人の方が敏感だろうね。

噛みしめて甘みがあるっているのは美味しいってということだよ。

議長 概ね好評ということですかね。

浅和委員 良い名前をつけたと思う。

議長 「天^{てん}のつぶ」という名前が素晴らしいというご意見がでています。

議長 それでは皆さんよろしいですか。だいたいお食べいただいたかと思
いますので。
悪くないと。甘みもあり、美味しいんじゃないかというご意見が概
ねではないかと思しますので。それでは、よろしいですか。次に進ま
せていただきます。

農林水産部長 ちょっとよろしいですか。今の「天^{てん}のつぶ」でございますけども、
ご試食いただいて、そんなに「ひとめぼれ」と変わらないということ
でございましたが、収量的に申し上げますと、「コシヒカリ」より約
1割くらい多く穫れます。それから「ひとめぼれ」よりもやや多く穫
れるというようなことでございまして、同じ食味の中で農家にとって
は収量が多いというようなメリットがございまして、例えば、中食、
外食向けですとか、そういったところにも十分展開できるのではない
かということで、県民の皆様に食べていただきながら、そういったと
ころにもいろいろと展開を図っていきたいと考えておりますので、よ
ろしく願います。

浅和委員 これは、23年度は、どのくらいの面積、どのくらいの種があるの
ですか。

水田畑作課長 はい。水田畑作課長でございます。23年度の作付に供する種子の確
保状況ですが、約60haの種もみを現在確保しております。

浅和委員 配分の方はどう考えているのですか。

水田畑作課長 配布の方法につきましては、本格的な一般栽培が来年度初めてだ
ということございまして、スケールメリットが確保できるような方々、
大規模に経営されていて、さらに作付技術に長けているような方々に、
まずはもってお作りいただいて、それを普及の突破口にしていきたい
というふうに考えてございます。

浅和委員 それはどういう方向に。いや私は米どころの大玉ですからね。うち
の村に米中心の認定農業者の方が何十とおりますんで、そういう方に

引き受けても良いんだけど、全部というわけにはいかないと思うんで。やっぱり、どうせ作るなら土の良いところに作らないと、この味は出ないと思う。

水田畑作課長

現在、県と米改良協会で農業団体を通じて種子の注文をとっているところでございます。公平な形で注文を受け付けていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

浅和委員

はい。

岸委員

よろしいですか。食べさせてもらって、ちょっと硬い分だけ噛みしめる必要があるんで、甘みが感じられて、そういう意味で良いのかなと思いました。

中食だとか、外食だとか考えていったときに、北海道の「きらら」との競争っていうのが非常にあると思うんですけど、そのへんの売り込みのプロモーションっていうのは、県としてどんなふうを考えているのかというのが一点と、それから、たった60haですか、来年。であれば、やはり、どこかに集中してガッチリ作ってもらった方が良いと思います。みんなに等しく均等にバラバラ撒いたら絶対成果出ません。

降矢委員

そのとおり。

岸委員

それは県がやってきた中で一番悪いことだと思ってますんで、そのもう、良いですから、誰々さんって指定して、何人かの人に60haであれば、10haやっている人はそうはないと思いますけど、だいたいあの宮城県の高い米作っている人って、あの人ひとりで2.5haやってますよね。あ、25haか、やってますよね。やっぱりそういう人が、高い米を作っているんで、良い米作るにはそういう思い切ったことも必要なんじゃないかな。あんまり平等といったことを考えなくてもこの際いいのかなっていうふうに思います。それが過ぎてからは平等にした方がいいと思いますけど。とりあえず、何かうまく狙い目を作って、この名前、ネーミングも、福島県としては「福」が付かない商品名を付けたっていうことは非常に良いことだと思いますんで、大いに期待しています。よろしく願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、渡辺委員もご発言いただいて。

渡辺委員

今の食味をさせていただいてですね「ひとめぼれ」からみると非常に美味しいと、それで同等の良食味となっておりますが、以上じゃない

かと思うんです。うまいです。うまいというのは、私も会津で「コシヒカリ」と「ひとめぼれ」を食べておりますけども、先日、鳴子と鬼首の方へ行って参りました。そちらでは標高350～450mで「ゆきむすび」という親は東北157でしたか、あれを親にして品種改良したもので、栽培しているんですが、15haほど栽培しております、1俵2万4千円で売っているんです。それで食味はどうだと、食味もさせていただいたんですが、この「天^{てん}のつぶ」の方が美味しいですね。それでその「ゆきむすび」は、もちもち感があって非常に美味しさはあるんですが、あのもちもち感があるもんですから食べてて疲れるというような感じがありました。

そこで、この品種は、例えば、標高どのくらいまでのところで、どのくらいからどのくらいのところで栽培するのに一番条件的に合っているのか、というところを一点教えていただきたいと思います。評価としましては、私はそのように評価しましたので、一点、教えていただければと思います。

議長

はい。どなたか担当の方、ご回答いただければと思いますが。

農産物安全流通
課長

それではまず、販売の方ですが、先ほど北海道産の米との競合ということで、確かに北海道の米だけでなくですね、全国各地の産地間、それぞれの米との競争になるかなと考えております。そういう意味では実需者向け、中食、外食向けということで考えておりますが、やはり「天のつぶ」の特徴である一粒一粒がはっきりしている、そういったものを含めて、今後、炊飯特性あるいは加工特性などもきちっと調査をしまして、美味しいですよというだけじゃなくて、そのメニュー的なものも提示できるような形で他品種との差別化を図りながら、実需者向けに販売の方を展開していきたいと考えています。

議長

はい、あと渡辺委員の方から、標高の話がありましたし、集中的に作付した方が良いと、まあ、これはご意見ということで。

水田畑作課長

はい、集中的にというお話いただきました。今後、生産、販売の両面から、いろいろな角度で戦略を組んでいくという考えを持ってございます。その中で委員からのご意見なども踏まえさせていただいて、対応させていただきたいと思います。

それから標高のお話、私の方から説明させていただきますが、品種特性をよく出現させるためには、現在、標高300m以下での作付を推進しているところでございます。

浅和委員

では、大玉村は最高だ。250、60だから。

議長

はい、渡辺委員。

渡辺委員

はい、もう一度お願いします。標高300m以下ということになると「コシヒカリ」とバッティングと思うんです一つはね。問題は県内を3つに分けた場合に、会津、浜、中と考えた場合に、これは土壌的に例えば、粘土質に合うのか、中通り、浜通りの地形、地質に合うのか、こうしたところは、試験データとして、どのような結果が出ているのですか？

議長

はい、もし、どなたかご回答いただければと思いますが。

水田畑作課長

今年度につきましては、会津、中、浜で、喜多方市、本宮市、それから双葉町で、展示ほを設けてございまして、現在それぞれ土壌条件なり気象条件がある程度違うという中においても、それなりの評価、成績を上げております。さらに、今後、栽培基準なり方針なり、栽培にかかる指針を作る予定をしておりますので、その中で細部については分析をしていきたいと考えております。

議長

よろしいですか。時間があと・・・皆さんお話があるかと思いますが、現地調査ができなくなりますので、このあたりで閉めさせていただきたいと思います。

何か事務局からあれば、お願いしたいと思います。

農林企画課長

はい、このまま現地調査についてご説明申し上げます。資料に入っておりますが、本宮市にあります御稲プライマル株式会社という農業法人を訪問したいと考えております。したがって、皆様方には、杉妻会館前にですね、バスを準備しておりますので、これから5分後ぐらいにですね玄関にお集まりいただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、それでは以上をもちまして議長の職を終わらせていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。

司 会

千葉会長ありがとうございました。委員の皆さまにはご審議いただき誠にありがとうございました。以上をもちまして平成22年度福島県農業振興審議会を終了致します。

なお、委員の皆さまには、玄関前への移動をお願いします。

(閉 会)

福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	職	氏 名	備 考
福島県農業振興審議会	委 員	浅 和 定 次	
福島県農業振興審議会	委 員	立 花 正 清	
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一	
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一	
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年	
福島県農業振興審議会	委 員	大川原けい子	
福島県農業振興審議会	委 員	千 葉 悦 子	
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 房 雄	
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子	
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子	
福島県農業振興審議会	委 員	柏 村 幸 子	
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子	
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 敬 二	
福島県農業振興審議会	委 員	武 田 悦 江	

福島県

所 属	職	氏 名	
福島県農林水産部	部 長	鈴 木 義 仁	
" "	技 監	飯 束 昭 三	
" "	政 策 監	熊 本 俊 博	
" "	次長(農業支援担当)	穴 戸 多加志	
" "	次長(農村整備担当)	松 浦 幹 夫	
" "	次長(森林林業担当)	相 馬 雅 俊	
" " 農林総務課	部参事兼課長	菅 野 盛 雄	
" " 農地調整室	室 長	五 十 嵐 明	
" " 農林企画課	課 長	谷 井 彰	
" " 農林技術課	課 長	櫻 田 浩 二	
" " 農業振興課	課 長	甲 斐 敬市郎	
" " 研究技術室	室 長	荒 川 市 郎	
" " 農業担い手課	課 長	小 野 利 之	
" " 循環型農業課	課 長	大 谷 秀 聖	
" " 農業経済課	課 長	佐 藤 弘 美	
" " 金融共済室	室 長	細 川 富美夫	
" " 農産物安全流通課	課 長	小 檜 山 均	
" " 水田畑作課	課 長	戸 井 田 和	
" " 園芸課	課 長	芳 賀 績	
" " 畜産課	課 長	鈴 木 弘	
" " 水産課	課 長	八 多 宣 幸	
" " 農村計画課	課 長	熊 耳 倉 雄	
" " 農村振興課	課 長	佐 藤 弘 一	
" " 農村環境整備課	主幹(兼)副課長	猪 狩 英 二	
" " 農業基盤整備課	課 長	斎 藤 忠 弘	
" " 農地管理課	課 長	武 田 克 美	
" " 森林計画課	課 長	渡 邊 裕 樹	
" " 林業振興課	課 長	堀 江 隼 人	
" " 県北農林事務所	所 長	平 澤 茂 樹	
" " 県中農林事務所	所 長	大 高 哲 郎	
" " 県南農林事務所	所 長	梅 村 正 敏	
" " 会津農林事務所	次長(兼)総務部長	高 橋 一 浩	
" " 南会津農林事務所	所 長	穴 戸 裕 幸	
" " 相双農林事務所	所 長	田 村 完	
" " いわき農林事務所	所 長	高 梨 公	
" " 農業総合センター	副 所 長	酒 井 孝 雄	